平成２２年（フ）第１２８８号
東京都台東区日本堤２丁目12―５　高久田荘
債務者　淀谷　正信
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２９２号
東京都練馬区高野台３丁目３―４
債務者　西原順子こと　閔　　榮順
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２５号
宮城県石巻市蛇田字新東前沼293番地
破産者　株式会社鈴木土建
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１１５１号
千葉県船橋市前貝塚町1014番地３　トーカンコーポ202号
破産者　渡邉　文子
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１５８号
神奈川県相模原市田名4098番地の４
破産者　有限会社相栄精機
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２０年（フ）第９４号
福岡県柳川市東蒲池191番地の６
破産者　新谷ビルドー株式会社
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第３７１号
千葉県船橋市金杉台２丁目１番４棟301号、開始決定時の住所千葉県船橋市前原西８丁目15番12号
破産者　川名　　隆
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１７号
千葉県市原市千種３丁目14番地３　アルメリーナ１―201
破産者　猪野　明英
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１０９号
千葉県市原市椎の木台１丁目35番地２
破産者　有限会社楢原工業
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１１０号
千葉県市原市上高根757番地２
破産者　楢原　和彦
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１７１号
富山市小中733番地の２
破産者　渋谷土木株式会社
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４号
山梨県笛吹市石和町下平井233番地
破産者　有限会社ゼニガタ
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４号
奈良県香芝市白鳳台２丁目21―４
破産者　株式会社エコテック
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第４２２号
奈良県大和高田市北本町６番36号レッドランド相生１Ｆ
破産者　有限会社ラ・ニシヤ
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１３１号
鹿児島県伊佐市大口原田985番地
破産者　株式会社トータル・クリーン・ビジネス・社
1　決定年月日　平成22年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１１２２号
仙台市宮城野区原町１丁目２番41号
破産者　ネットワークサイエンス株式会社
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第７９４号
千葉市美浜区高洲３丁目６番１棟808号
破産者　古川　宏明
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５８号
千葉市花見川区横戸町５番地72
破産者　有限会社藤澤製図事務所
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１５９号
千葉市花見川区長作台１丁目13番４号
破産者　藤澤　康子
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３２１号
東京都小平市中島町６番18号
破産者　株式会社阿部工務店
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３２３号
東京都小平市中島町６番18号
破産者　阿部　英勇
1　決定年月日　平成22年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部